

令和8年度庄内広域連携婚活事業実施業務に係る企画提案公募要領

1 趣旨

本事業は、山形県庄内地域2市3町と山形県庄内総合支庁が連携して組織する庄内広域連携婚活事業実行委員会において結婚を希望する方がその希望を実現できるようイベントを実施し、出会いの機会を提供することにより定住促進と少子化の進行に歯止めをかけることを目的としている。

この要領は「令和8年度庄内広域連携婚活事業実施業務」を委託する事業者を選定するにあたり実施する企画提案募集について必要な事項を定める。

2 委託業務

- (1) 業務名 令和8年度庄内広域連携婚活事業実施業務
- (2) 業務内容 令和8年度庄内広域連携婚活事業実施業務仕様書(企画提案用)(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和9年1月29日(金)まで
- (4) 提案上限額 1,000,000円以内(消費税及び地方消費税額を含む)

3 応募に関する事項

(1) 応募資格

応募できる事業者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ② 山形県税(山形県税に附帯する税外収入を含む。)及び消費税を滞納していないこと。
- ③ 雇用保険、健康保険、厚生年金等の社会保険に加入していること(加入する義務のない者を除く。)
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続き又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続きを行っていないこと。
- ⑤ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主目的としていないこと。
- ⑦ 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等(提案者が個人である場合にはその者を、提案者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(2) 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき
- ② 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなどこの要領で示した要件に適合しないとき
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- ⑤ 見積金額が提示する提案上限額を上回るとき
- ⑥ その他不正な行為があったとき

4 提出書類及び提出方法

(1) 提出書類及び提出部数

提出書類	期限	部数
・参加申込書（様式1） ・誓約書（様式2） ・企画提案書（様式3） ・経費見積書（様式4） ・会社概要書（様式5） ・過去3年以内の婚活イベントの開催実績を証明できる資料（要領、チラシ等） ※官公庁の委託事業を優先して添付すること	令和8年5月12日（火） 午後5時	各1部

(2) 提出先

「10 担当部署」へ提出すること。

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子メールへの添付により提出すること。

- ① 持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）に提出先に持参すること。
- ② 郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
- ③ 電子メールの場合は、ファイル形式はPDF等の内容が編集できない形式によること。（Word等の編集が容易な形式は認められない。）
ファイル容量が10MBを超えるものについては、ファイル転送サービスを利用すること。また、電子メールの件名は【令和8年度庄内広域連携婚活事業実施業務委託に関する参加申込書の提出】とすること。
電子メール送信後、「10 担当部署」あて電話にて当該電子メールの受信確認を行うこと。

(4) その他

応募できる提案は、1応募者につき1件とする。

5 質問・問い合わせ

(1) 質問の方法

事業企画書の作成に係る質問等は、別紙「質問票（様式6）」により行うものとする。

(2) 質問書の提出方法・提出先

電子メールにより「10 担当部署」あてに送付すること。電話や口頭、受付期間以外での質問は一切受け付けない。

(3) 質問書の受付期間

令和8年4月17日（金）午後5時までとする。

(4) 質問書への回答

質問書への回答は、その都度速やかに、実施要綱掲載ページに掲載する。ただし、提案者の独自規格に関わることなどについては、当該質問をした提案者のみに回答する。

6 審査方法について

(1) 選定方法

- ① 提出のあった企画提案書の内容について、審査会において、提案者によるプレゼンテーションにより、別紙審査基準に基づき審査を行う。開催日時及び場所等の詳細は提案者あて別途通知する。
- ② 審査会において審査委員の各審査点の合算が最高点の者を、最優秀提案者として選定し、次点の者を次点者として選定する。

(2) プレゼンテーションの実施方法

- ① 対面又はオンラインで実施する。
- ② 時間は1者25分程度（プレゼンテーション15分以内、質疑応答10分程度）とする。
- ③ 出席人数は1者3名以内とする。
- ④ プレゼンテーション当日の資料追加は認めない。

(3) 結果通知等

- ① 審査結果はすべての提案者に対して書面で通知する。
- ② 提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果（平均点数60点以上）により、提案の内容について契約目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該提案者を最優秀提案者として選定する。
- ③ 提案者がいない場合は、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行う場合がある。
- ④ 提出されたすべての提案の内容について、契約の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、最優秀提案者を選定しないことができる。

7 企画提案提出後のスケジュール

- (1) 審査会 : 令和8年5月中旬（予定）
※開催日時及び場所等詳細については、別途提案者あて通知する。
- (2) 審査結果通知 : 令和8年5月下旬（予定）
- (3) 契約 : 令和8年6月上旬（予定）

8 契約等

(1) 契約締結等

- ① 審査結果に基づき、最も優れた提案を行った事業者（以下「最優秀提案者」という。）と業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。

- ② 最優秀提案者と業務委託契約締結条件等で合意に至らなかった場合、あるいは最優秀提案者が3の(2)の失格事項に該当し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約手続きは行わず、審査会において次点の評価を受けた事業者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

(2) 契約の期間

契約締結の日から令和9年1月29日(金)までとする。

9 その他

- ① 事業企画書等の作成及び提出に要する経費は提案者の負担とする。
- ② 提出された事業企画書等は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。なお、応募要領は本件に係る事業企画の選定審査の目的のみに使用し、他の目的には使用しない。
- ③ 最優秀提案者選定後に契約対象となる業務内容については、別途協議により企画内容の一部を修正する場合がある。
- ④ 募集及び契約については、実行委員会の都合により中止することがある。
- ⑤ 事業企画書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「10 担当部署」に申し出ること。

10 担当部署

庄内広域連携婚活事業実行委員会事務局

(山形県庄内総合支庁保健福祉環境部こども家庭支援課 酒井)

住所：〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1

電話：0235-66-2104

FAX：0235-66-4053

Mail：yshonaikodomo#pref.yamagata.jp

「#」の部分「@」に代えて送信してください。

(別紙)

令和8年度庄内広域連携婚活事業実施業務 企画提案審査基準

項目	チェックポイント	配点
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務が遂行可能な人員が確保され、実行委員会関係者等と十分な意思疎通が図られる体制が確保されているか ・業務に有効な知識、ノウハウ、経験等を有しているか ・実施に向けたスケジュールに無理がなく、準備・手配等は効率的なものであるか ・概ね過去3年以内に類似事業を実施した実績を有しているか 	15
事業経費	<ul style="list-style-type: none"> ・業務目的、内容を踏まえた適切な経費が計上されているか ・効率的に事業を行い、予算の範囲内での積算となっているか 	10
広報	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者に確実にアプローチできる効果的な広報となっているか ・広報の手法が具体的に提案されているか 	20
参加者の募集	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者（特に女性）を集めやすい効果的な募集方法となっているか ・参加希望者が手軽に申し込めるものとなっているか ・参加料金について、考慮されているか 	20
イベントに関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に該当する内容となっているか ・参加者同士の交流や親睦が深められる魅力的な内容となっているか ・開催場所、開催時期が考慮され、庄内地域の特色を活かしたイベント内容となっているか 	30
個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ・事業で収集する個人情報の取扱いは適切か 	5
計		100

評価基準／配点	30点	20点	15点	10点	5点
特に優れている	30点	20点	15点	10点	5点
優れている	24点	16点	12点	8点	4点
普通	18点	12点	9点	6点	3点
やや劣る	12点	8点	6点	4点	2点
劣る	6点	4点	3点	2点	1点